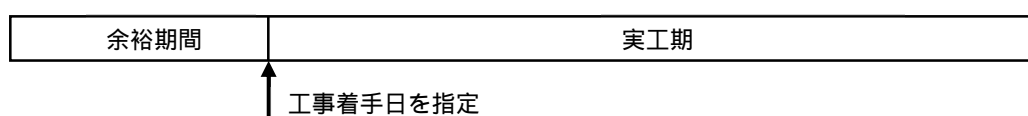


小平市発注工事における余裕期間制度に係るQ & A

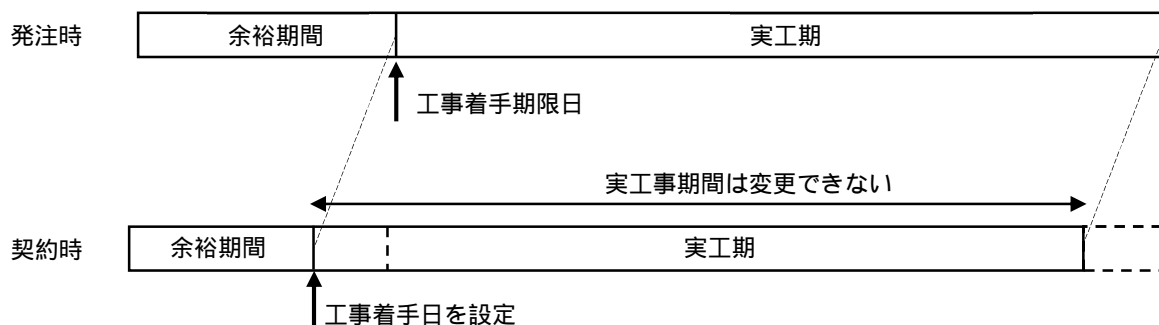
Q 1 余裕期間制度の方式及び概要を教えてください。

各方式の概要及びイメージは下図のとおりです。
対象工事でどの方式になるかは発注時に設定されます。

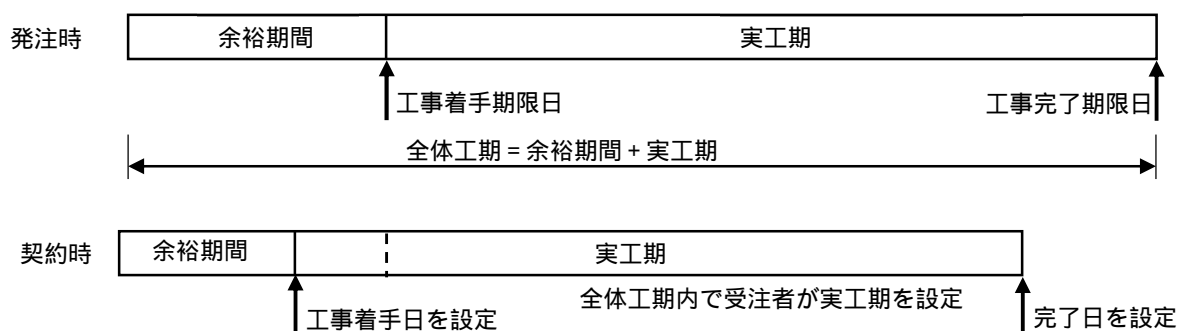
発注者指定方式 : 市が工事着手日を指定する方式



任意着手方式 : 工事着手期限日までの間で、受注者が工事着手日を設定する方式



フレックス方式 : 市があらかじめ設定した全体工期の中で、受注者が工事着手日及び完了日を設定する方式



Q 2 余裕期間とは、どのような期間ですか。

余裕期間とは、契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの期間を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備などを行うことができる期間です。

本市が発注する工事の余裕期間は、実工期の30%を超えず、かつ、4か月を超えない範囲内で設定します。

Q 3 余裕期間中の現場代理人や監理技術者等の配置はどうなりますか。

余裕期間内は、現場代理人および監理技術者等の配置は必要ありません。

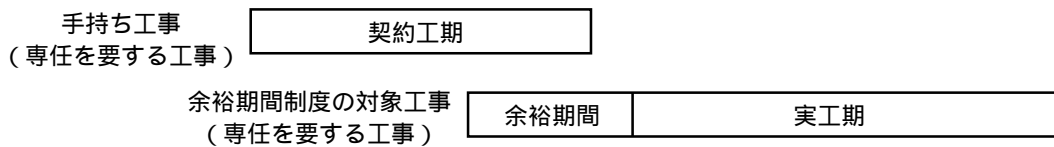
Q 4 現場代理人や監理技術者等は、いつ配置しなければいけませんか。

現場代理人および監理技術者等は工事着手日から配置しなければなりません。

Q 5 現場代理人の常駐および監理技術者等の専任を要する工事であっても、余裕期間内は他の工事に従事できますか。

現場代理人および監理技術者等の専任を要する場合であっても、余裕期間内は現場代理人および監理技術者等の配置を要しませんので、他の工事に従事することができます。ただし、当該工事の着手日までに、他の工事の契約工期が終了していることが必要です。また、工期内に検査が実施された場合は完成検査の合格日が専任期間の終了日となります。

現場代理人及び監理技術者等が従事可能な例



Q 6 配置予定技術者を工事の着手日から配置することができなくなった場合、技術者の変更はできますか。

配置予定技術者として申請した人物を配置することが原則ですので、工事着手日に配置できない場合は、一般的な工事と同様に契約解除や、小平市競争入札参加有資格者指

名停止等に関する要綱に基づく措置を講じることがあります。

現場代理人および技術者等の配置は自社の配置状況、受注中の工事等の進捗状況等を十分に把握した上で行っていただくようお願いいたします。

当該技術者の病休、死亡および退職等の特殊な場合であって、市が承認した場合は、この限りではありません。

Q 7 余裕期間設定工事で、受注者の都合により余裕期間をとらないこと(契約締結日の翌日を工事着手日とすること)はできますか。

発注者指定方式では、原則として市が特記仕様書等で定めた工事着手日まで工事着手はできませんが、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、変更理由等を記載した書面により監督員と協議の上、工期に係る契約を変更することは可能です。

任意着手方式およびフレックス方式では、工事の着手日は受注者が余裕期間内で任意に設定できますので、余裕期間をとらないで工事の着手日を設定することも可能です。

Q 8 任意着手方式、フレックス方式における工事着手日はどのように設定すればよいですか。

契約締結日の翌日から特記仕様書に記載されている工期着手期限日までの間で設定してください。ただし、工事着手日は官公庁の休日には設定できません。なお、工事着手日を契約締結日の翌日または工事着手期限日に設定することも可能です。

Q 9 契約締結後に工事着手日を変更することは可能ですか。

発注者指定方式の場合、契約締結後において、原則として工事着手日の変更は出来ませんが余裕期間内に受注者の準備が整った等の場合は、変更理由を記載した書面により市と協議の上、認められれば、変更することは可能です。

任意着手方式、フレックス方式も同様に変更理由を記載した書面により市と協議の上、認められれば、変更することは可能です。

ただし、工事着手期限を超えて変更することはできません。

Q 10 「実工期」は変更できないとなっておりますが、通常、様々な理由により工期を延長することがあります。余裕期間設定工事であっても、工事着手日後に工事の完了日を変更することは可能ですか。

通常の工事と同様に、受注者の責に帰さない事由による工期延期（完了日の延期）については、市との協議により認められれば延期することができます。

Q 1 1 当初工期（工事完了期限）よりも早く工事が完了した場合に、完了日を変更することは出来ますか。

通常の工事と同様に、終期前に完了届を提出し工事を完了することができます。なお、終期の変更（早期完成）について特別な届け出等は必要ありません。

Q 1 2 余裕期間内にできること、できないことは何ですか。

余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備は行うことができますが、現場代理人および主任技術者、監理技術者等の配置が必要な作業はできません。また、工事着手にあたる作業や工事着手後に行う作業はできません。具体的には、以下の例をご参照ください。

【余裕期間内にできる作業の例】

- ・労働者の確保
- ・現場に搬入しない資機材の発注
(元請けとして技術的な管理が必要な工場製作は除く)
- ・現場の下見
- ・工事看板等の作成
- ・上記の作業に係る、関係者との調整

【余裕期間内にできない作業の例】

- ・現場事務所の設置
- ・工事看板等の設置
- ・現地測量
- ・現場での埋設物調査、試掘
- ・支障物件の撤去
- ・樹木伐採、除草
- ・工場製作工
- ・現場への資機材の搬入
- ・市（監督員を含む）との協議
- ・交通管理者との協議
- ・埋設企業者との協議
- ・近隣住民（自治会等を含む）等との調整
- ・工事のお知らせの配布

- ・ 工事写真の撮影
- ・ 施工計画書の作成
- ・ 仮設工事
- ・ 上記の作業に係る、関係者との調整

Q 1 3 余裕期間内に労働者の確保ができるとありますが、下請契約はできますか。

施工体制確保のために、余裕期間内に受注者の責任において下請契約はできます。

Q 1 4 余裕期間内に、下見等のための現場への立ち入りはできますか。

工事の準備行為にあたる作業はできませんが、下見は可能です。工事着手日の前日までの間は、市と相談して行ってください。

Q 1 5 余裕期間内の現場の管理は、誰が行いますか。

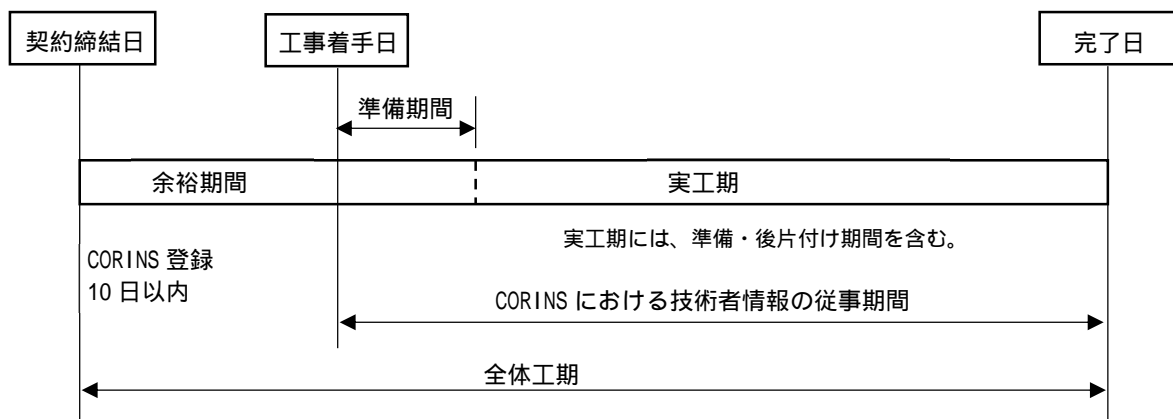
余裕期間内の現場の管理は市が行いますので、受注者の現場管理は工事着手日から発生します。

Q 1 6 余裕期間と準備期間の関係は。

余裕期間は、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者の観点から平準化を図ることを目的に設定するものであり、実工期とは関係ありません。

一方、準備期間は実工期の一部であり、工種区分等を踏まえて設定します。具体的な余裕期間と準備期間等の関係については、下図をご参照ください。

余裕期間と準備期間等の関係イメージ図



Q 1 7 工事实績情報システム（CORINS）の登録はどうなりますか。

契約工期		
	開始年月日	契約締結日を入力してください
	完了年月日	特記仕様書等で定めた完成日の期限を入力してください
	余裕期間の有無	チェックを入れてください
実工期		
	開始年月日	契約書に記載する着工日を入力してください
	完了年月日	契約書に記載する完成日を入力してください
技術者情報入力（従事期間）		
	開始年月日	実工期の開始年月日を入力してください
	完了年月日	実工期の完了年月日を入力してください

Q 1 8 前払金の請求はいつから出来ますか。

前払金は、工事着手日以降でなければ請求することは出来ません。

Q 1 9 中間前金払の支払い要件である「工期の2分の1」の「工期」に余裕期間は含まれますか。

含まれません。

Q 2 0 契約保証の手続きに変更はありますか。

余裕期間設定工事においても、通常の工事と同様に、契約締結時には履行保証保険証券等の提出が必要です。保証期間は、契約締結日から「工期通知書」記載の工期の終期日までとしてください。

なお、保険会社により取扱いが異なる場合もありますので、詳しくは保証契約を予定している保証会社にご確認ください。

Q 2 1 契約書などに記載する工期はどの期間になりますか。

契約書には、全体工期及び実工期を記載いたします。

Q 2 2 工事着手日報告書はいつ、どこに提出すればよいですか。

工事着手日報告書は、落札決定後、契約を締結するまでの間に契約担当課に提出してください。